

京田辺市学校教育審議会の傍聴に関する要領（案）

（趣旨）

第1 この要領は、京田辺市学校教育審議会運営規則（令和3年京田辺市教育委員会規則第4号）第5条の規定に基づき、京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般傍聴に関する手続）

第2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻の30分前までに所定の場所において自己の住所及び氏名を所定の用紙に記入しなければならない。

2 前項の規定において、傍聴しようとする者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。ただし、会議の開催予定時刻の30分前において定員に達していない場合には、会議の開催予定時刻まで先着順により受け付けするものとする。

（傍聴できない者）

第3 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (4) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症に感染している者又は感染のおそれがある者

2 児童及び乳幼児は、会議を傍聴することができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴者の遵守事項）

第4 傍聴者は、次に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 定められた傍聴者席で、静粛に傍聴すること。

- (2) 拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に会長が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 携帯電話等の機器は電源を切り、又は無音状態とすること。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は会議の運営に支障となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第5 傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴者の退場)

第6 会長は、この要領に違反するときは、傍聴者を退場させることができるものとする。

(委任)

第7 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和3年6月29日から施行する。